

2 大規模小売店舗の届出に係る事前協議について

大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）に基づき以下の届出をする場合には、事前に計画概要書を作成し、静岡県経済産業部商工業局地域産業課と協議を行ってください。

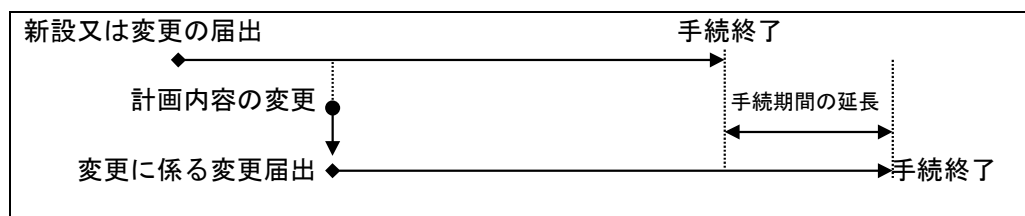
計画概要書を提出することにより事前審査が行われるため、届出後の手続を円滑に進めることができます。届出前にこの協議期間が必要となりますので、十分余裕を持って準備してください。

- ・大店立地法第5条第1項の届出
- ・大店立地法第6条第2項の届出
- ・大店立地法附則第5条第1項の届出

第1 事前協議の必要性について

この計画概要書による事前協議は「静岡県大規模小売店舗立地法事務処理要領」に基づいて行うもので、以下のとおり手続の円滑化が図られますので御協力をお願いします。

- 1 大店立地法に基づく届出書を県が受理すると、その概要を公告し届出書類は縦覧に供します。このため、届出後に計画変更が行われ届出内容を変更した場合には、新たに変更届の提出が必要となり、手続終了までの期間が延長されることとなります。
- 2 このような届出後の変更を回避するには、事前に市町を始めとする関係機関の助言や指導を受け、他法令等の規制内容との整合を図った上で届出書等を作成することが必要です。このため、届出前に計画概要書による事前協議を行った後に、届出書を作成することで、事務手続の手戻りを無くすことができます。



- 3 また、大店立地法第6条第4項ただし書きに定める軽微な変更の認定を受けようとする届出者は、計画概要書の提出時に併せて協議依頼を行ってください。

○ 計画概要書とは

大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項は国が「指針」として定めており、設置者は届出店舗についてどのような配慮を行うかを明らかにすることが必要とされています。届出を受理した県は、主としてこの点を審査することとなります。

大店立地法施行規則で定められた事項及びその他「指針」に基づく配慮事項の内容をまとめたものが計画概要書の様式です。

第2 手続の流れ

- 1 計画概要書は別添様式により、市町の大店立地法所管課及び関係課や警察署等の助言・指導を

受けて作成してください。

届出条項による記載範囲

届 出 条 項	記 載 範 囲
第5条第1項(新設)	「計画概要書」様式の全項目
第6条第2項(変更)	「計画概要書」様式のうち、当該店舗に係る基本的事項に関する項目、当該届出に係る項目及び変更事項を実施するに当たり、その影響を考慮する必要がある項目
附則第5条第1項(既存店の変更)	「計画概要書」様式のうち当該届出に係る項目(第5条第1項の届出に準ずる)

- 2 提出部数は、県が別途指示する場合を除き6部です。
また、店舗が所在する市町の大店立地法所管課及び所轄警察署にも各1部提出してください。
- 3 県は、計画概要書の内容について庁内関係部署(静岡県まちづくり庁内協議会大型店立地部会)から提出された助言等を取りまとめ、届出者に交付します。
- 4 県からの助言等への対応を項目別に表にまとめ、提出してください。
- 5 県からの助言等を踏まえ、内容の修正や書類の追加・差替えを行い、届出書を作成してください。(概要書の様式は表紙面を届出書様式に代えると、そのまま届出書類として利用できます。)

第3 提出の時期及び方法

1 提出の時期

届出をしようとする日の2月前まで

2 提出の方法

静岡県経済産業部商工業局地域産業課に持参又は郵送してください。

(〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6)

電話 054-221-2521、2524

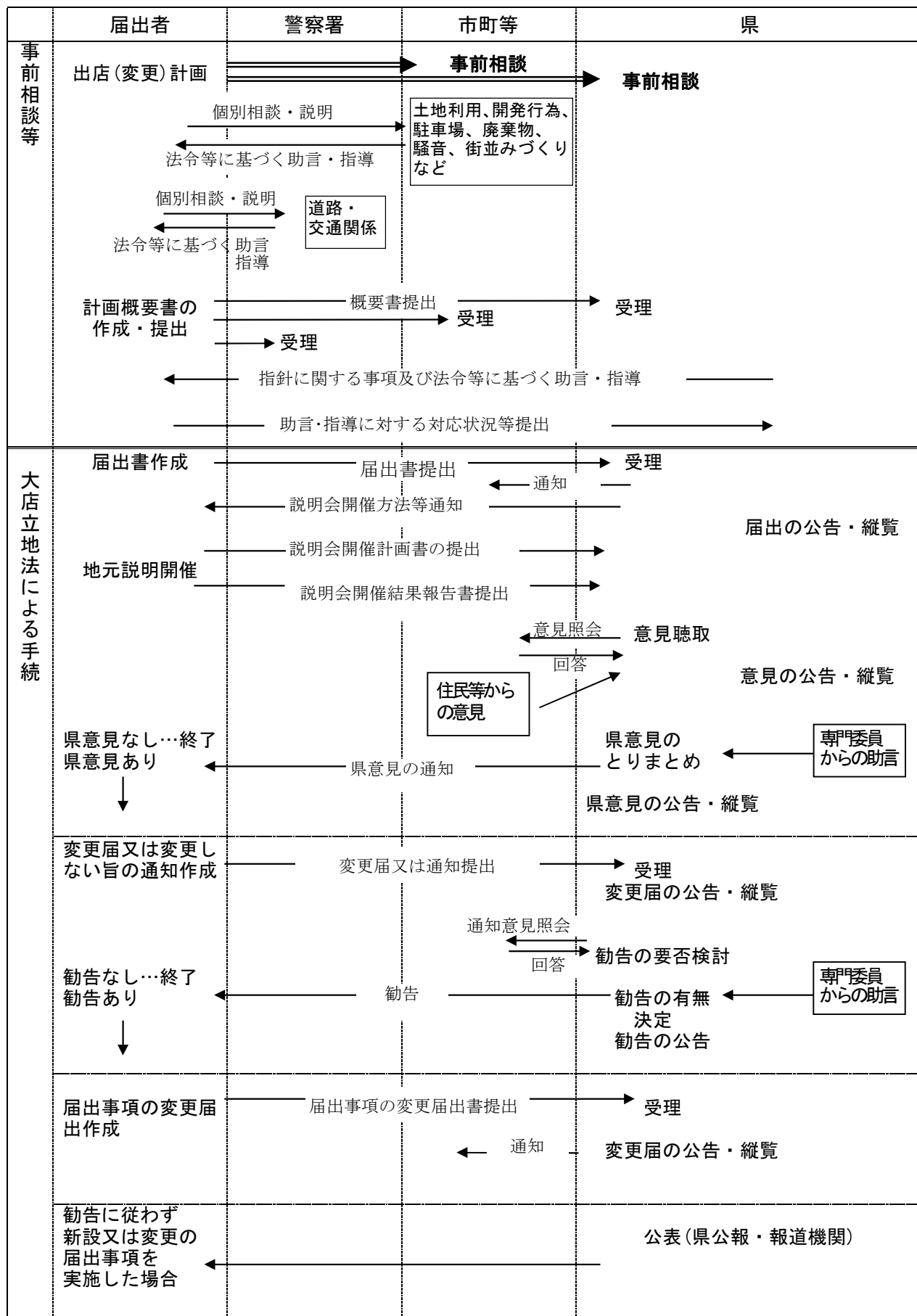
Fax 054-221-5002、2349

・店舗が所在する市町の大店立地法所管課、所轄警察署に持参してください。

(参考) 静岡県まちづくり庁内協議会大型店立地部会 (令和7年4月1日現在)

部 局	課 名	担 当	電話番号
くらし・環境部	廃棄物リサイクル課	資源循環班	054-221-2426
	生活環境課	大気水質班	054-221-2268
経済産業部	地域産業課	商業まちづくり班	054-221-2521
交通基盤部	道路企画課	企画班	054-221-3359
	土地対策課	土地対策班	054-221-2224
警察本部	交通規制課	規制企画係	054-271-0110

第4 事前協議及び大店立地法に基づく手続の流れ



<< 計画概要書 >>

大規模小売店舗（新設・変更）計画概要書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の新設（変更）をする日
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 5 変更しようとする事項
※ 新設の場合は不要。

I 計画の概要

1 出店等の趣旨

2 問い合わせ先（住所・法人名・電話番号・FAX 番号・担当者氏名）

※計画内容について対応できる担当者名を記載する。

3 大規模小売店舗内の店舗面積の内訳

（単位 m²）

項 目	1 階	2 階	3 階	階	合計	備 考
小売店舗面積						
共用部分						
店舗面積計 （合計欄は届出面積と一致）						
うち延床面積に含まれない 店舗面積※						
事業用部分						
施設部分						
合計延床面積						

※ 軒下売場の面積（軒下に自動販売機を設置する場合は店舗面積に含む。）

4 店舗及び付帯施設の概要

(1) 建物の構造

※ 2 以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載する。

(2) 小売業者の状況 小売業者数

小売業者名	代表者の 役職・氏名	住 所	店舗面積 (m ²)	主たる 販売品目	開店 時刻	閉店 時刻	図面番号 (位 置)

(3) 小売業以外の付帯施設の状況

※ 飲食・サービス、アミューズメント施設、オフィス、住居、公共施設等の併設がある場合に記載する。

区 分	施設の種類・名称	面積 (m ²)	事業主体	図面番号 (位 置)
小売業と利用者が 概ね同一の施設				
	計	A		
小売業と利用者が 異なる施設	a			
	b			
	計			

※ 利用者が概ね同一の施設としては、レストラン、ゲームセンター、クリーニング等が想定される。

【A÷店舗面積 ≤ 0.2 の場合】利用者が概ね同一の施設の駐車台数を別途確保する必要はない。

【A÷店舗面積 > 0.2 の場合】 店舗面積の 2 割を超える部分について別途駐車マスを確保する必要がある。

A－店舗面積×0.2	m ²
------------	----------------

※ a, b, …については、5.1(1)で駐車場の状況を記載する。

5 指針に関する事項

5.1 交通関係

(1) 駐車場の概要

ア 小売店舗への来店者が使用できる駐車場

駐車台数計 (届出台数と一致)	台	うち障害者用駐車台数 (駐車ます寸法)	台 (m × m)
必要駐車台数 (指針による計算)	台	Ⅱ.1.(1)で算出した台数	

イ 各駐車場の利用形態

駐車場名等 図面番号 (位置)	管理 主体	利用者	台数	利用可能 時間帯	構造	駐車ます寸法	店舗から駐車場 までの距離
				～		m × m	m
				～		m × m	m

※ 駐車場ごとに記載する。

※ 利用者欄には下表＜利用者の区分＞の該当する記号をすべて記入し、台数欄は利用者ごとに利用可能台数を記入する。

※ 利用者が ウ に該当する場合は、4(3)の表中「施設の種類・名称」欄の記号を括弧書きで記入する。

※ 利用者ごとに利用可能時間帯が異なる場合は、時間帯の欄も区分して記入する。

＜利用者の区分＞ ア 小売店舗への来客（併設施設の面積が店舗面積の2割を超えない場合は、併設施設の来客を含む） イ 併設施設の面積が店舗面積の2割を超える部分への来客 ウ 小売業と利用者が異なる施設の利用者（a, b, …） エ 従業員用
＜管理主体の区分＞ ・設置者 ・店舗小売業者 ・民間 ・公共機関 ・併設施設の管理者
＜構造の区分＞ ・建物外平面（自走式） ・建物内（自走式） ・駐車場ビル（自走式） ・駐車場ビル（機械式）

(2) 来客用駐車場の出入口

ア 出入口の状況

番号	種 別	入出庫方向(右左折の別)
No.		
No.		
合 計 (届出の数と一致)		箇所

※ 種別欄には、「入口専用、出口専用、出入口」の別を記入する。

※ 駐車場法施行令第7条の基準に規定する出入口の位置の基準に係る数値等は図面に記載する。

イ 入口付近の状況

図面番号 (位 置)	ゲートの有無	入庫処理時間 (秒)	駐車待ちスペース (m)

※ 駐車待ちスペースは、駐車場の入口から発券ブースまでの距離をいう。

※ 発券ブースがない場合は、入口から実際に駐車できる直近の「駐車ます」までの距離をいう。

ウ 交通整理員の配置

図面番号 (位 置)	人数	配置時間帯	備 考
		～	
		～	

※ 備考欄には配置時期等を記載する。

(3) 来退店経路の設定

図面番号	経路設定に当たっての配慮事項

※ 駐車場への入出庫は原則として左折によること。やむを得ず右折による入出庫を伴う場合には、その理由を記載するとともに、交通安全等に対する配慮事項も併せて記載する。

※ また、周辺交通に影響がないことを表す根拠資料を添付するとともに、参考とした文献等の出典を明記する。

※ 店舗周辺の通学路を図示するとともに、来退店経路や店舗出入口と重なる場合は、それに対する配慮も併せて記載する。

(4) バス、タクシー等の駐車場の状況

ア 店舗の敷地内に新たに駐車場を設ける計画の有無

イ 駐車場の出入口付近におけるバス停の有無

※ ア、イのいずれかが「有」の場合は以下に記載する。

図面番号 (位 置)	安全面における配慮事項

(5) 一般歩行者等の通行利便性の確保等

ア 出店により従来の通行の利便が損なわれる可能性の有無

※ 有の場合は配慮事項も併せて記載する。

イ 駐車場内及び出入口における一般歩行者等の安全確保

図面番号 (位 置)	配慮事項

※ 路面表示や出入口の見通し等についても記載する。停止線等については図示する。

(6) 駐輪場の概要

ア 小売店舗への来店者が使用できる駐輪場

駐輪台数計 (届出台数と一致)	台
--------------------	---

イ 各駐輪場の利用形態

図面番号 (位 置)	利用者	台数	利用可能時間帯	構 造	区画寸法	備 考
			～		m × m	
			～		m × m	

※ 駐輪場ごとに記載する。

※ 利用者欄には下表<利用者の区分>の該当する記号をすべて記入し、台数欄は利用者ごとに利用可能台数を記入する。

※ 利用者が ウ に該当する場合は、4(3)の表中「施設の種類・名称」欄の記号を括弧書きで記入する。

※ 利用者ごとに利用可能時間帯が異なる場合は、時間帯の欄も区分して記入する。

※ 自動二輪等の駐車がある程度見込まれる店舗（オートバイ用品を販売する店舗等）で、自動二輪車及び原動機付自転車の駐輪場を一定の区画を区分して設ける場合、備考欄に「自動二輪等専用」と記入する。

<利用者の区分>

ア 小売店舗への来客（併設施設の面積が店舗面積の2割を超えない場合は、併設施設の来客を含む）

イ 併設施設の面積が店舗面積の2割を超える部分への来客

ウ 小売業と利用者が異なる施設の利用者（a. b. …）

エ 従業員用

<構造>

・低配列（片側一列）・低配列（両側一列）・高低配列（片側一列）・高低配列（両側一列）

・斜配列（片側一列 30°）・斜配列（片側一列 45°）

(7) 荷さばき施設

図面番号 (位 置)	荷さばき施設		荷さばき待ちの ための 駐車スペース
	面積 (㎡) ＜幅×奥行き＞	はり下の高さ (m)	面積 (㎡) ＜幅×奥行き＞
合 計 (届出面積と一致)			

※ 荷さばき施設の面積は、搬出入車両の駐車面積及び荷さばきスペースを指し、保管スペース等は含めない。

※ 荷さばき待ちのための駐車スペースは、搬出入車両が荷さばき作業をしている間、他の車両を駐車させておくスペースを指す。

(8) 搬出入車両のための出入口

図面番号 (位 置)	来店車両との 専用・共用の別	備 考

※ 共用の場合は、備考欄に配慮事項を記載する。

※ 歩行者(特に通学時間帯等)の安全確保についても記載する。

(9) 搬出入計画等

ア 計画

荷さばき時間帯		～						計	平均荷さばき 処理時間(分)
車種 大きさ	時間帯	～	～	～	～	～	～		
搬 出 入 台 数	車種○○								
	車種○○								
	車種○○								
	計								

※ 車種は、積載量により区分する。

※ 荷さばき施設が複数ある場合は、施設ごとに表を作成する。

※ 1時間ごとに記載する。

イ 搬出入に係る配慮事項

--

5.2 騒音関係

(1) 騒音の予測値

ア 等価騒音レベル

図面番号	時間帯	予 測 地 点	平日・休日 (db)			
			地点 A	地点 B	地点 C	地点 D
		地域類型				
	昼 間	等価騒音レベル				
		基準値				
	夜 間	等価騒音レベル				
		基準値				

※ 予測地点は、建物の周囲4方向について近接した、最も騒音の影響を受けやすい地点に立地する住居の外壁等又は住居が立地可能な土地の敷地境界を選定する。

※ 予測地点は、原則として各階ごとに予測する。

＜参考＞ 1階：1.2m 2階：4.7m 3階以上： $(n-2)*3+4.7$ m (nは階数)

イ 夜間の騒音レベルの最大値

図面番号	予 測 地 点	平日・休日 (db)			
		地点 a	地点 b	地点 c	地点 d
	区域区分（夜間騒音）				
	夜間最大値				
	基準値				

※ 夜間において騒音が発生することが見込まれる場合の予測地点は、大規模小売店舗の敷地境界線における騒音レベルが最大となる地点とする。

※ 最大値は騒音レベルの最大値 (L_{Amax}) とする。

※ 夜間最大値が基準値を超過する予測地点がある場合、住居側（受音点側）での予測値を別記する。

地域 類型	A A	社会福祉施設等が集合して設置されるなど特に静穏を必要とされる地域
	A	専ら住居の用に供される地域
	B	主として住居の用に供される地域
	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
区域 区分	第1種区域	良好な住居の環境の保全を要する区域
	第2種区域	住居の用に供される区域
	第3種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域
	第4種区域	主として工業等の用に供されている区域

(2) 騒音対策

ア 荷さばき作業に伴う騒音対策

図面番号 (位 置)	施設面	作業面

※ 施設面の騒音対策の具体例

荷さばき時間の短縮が可能な十分なスペースの確保、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床への緩衝機能を有する素材の使用、内装面の吸音材の使用など。

※ 作業面の騒音対策の具体例

荷さばき作業時間の特定、荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入の促進、作業人員への騒音防止意識の徹底など。

イ 店外営業宣伝活動に伴う騒音対策（非常時用は除く）

拡声器の数	
拡声器の音量	
拡声器の使用時間	時 ～ 時
拡声器の配置	図面番号 記載

※ 拡声器の能力を記したカタログ等を添付する。添付図面に拡声器の方向を記載する。

※ 静岡県生活環境の保全等に関する条例に定める使用時間を遵守すること。

ウ 冷却塔、室外機等の運転に伴う騒音対策

機 器	騒音対策	図面番号 (位 置)
冷却塔(クーリングタワー)		
冷凍機(圧縮機があるものに限る。)		
室外機(送風機・圧縮機)		
給排気口		
キュービクル		

※ 騒音発生源となる機器を記載する。

※ 各機器については、メーカー名、型式、騒音値等を記したカタログ等の資料を添付する。

※ 騒音対策の具体例

機器周辺の遮音、吸音処理、低騒音機器の導入、防振架台の設置など。

エ 駐車場の騒音対策

図面番号 (位 置)	施設面	運用面

※ 分散配置した駐車場における騒音対策についても記載する。

※ 駐車場の施設面の騒音対策の具体例

駐車場の屋内化、天井・壁の遮音・吸音処理、立体駐車場におけるスロープ勾配等の配慮、床や排水蓋の段差の解消など。

※ 駐車場の運用面の騒音対策の具体例

駐車場利用時間帯の制限、営業時間外の駐車場の管理、来店者に対し不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかしなどを行わない旨の呼びかけなど。

オ 廃棄物収集作業に係る騒音対策

図面番号 (位 置)	施設面	運用面

※ 施設面の騒音対策の具体例

収集場所の配置についての配慮など。

※ 運用面の騒音対策の具体例

廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ（アイドリングストップ等）、回収時間帯の制限など。

5.3 廃棄物等関係

(1) 廃棄物等の保管施設

図面番号 (位 置)	容量 (m ³) <W×D×H>	廃棄物等 の種類	施設面	運用面
合 計 (届出容量 と一致)				

<廃棄物の種類>

- 1 紙製廃棄物等（ダンボール等再資源化の可能なものに限る。）
- 2 金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）
- 3 ガラス製廃棄物等（ガラス製容器等を指す。）
- 4 プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）
- 5 生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における食品廃棄物等を指す。）
- 6 その他の可燃性廃棄物等
- 7 上記以外（廃家電、粗大ごみ等）

※ 施設面・運用面の欄には、悪臭、汚水、害虫発生等に係る対策について記載する。

※ 施設面：冷蔵設備、洗浄設備、生ごみ処理機などを挙げ、対策を併記する。

※ 上記以外（廃家電、粗大ごみ等）の保管施設がある場合は、別記する。

(2) リサイクルボックスの設置状況

図面番号 (位 置)	容量 (m ³)	リサイクル物資の種類	回収頻度

(3) 廃棄物等の処理

種 類	有・無	運 搬			処 理	
		運搬者	頻 度	時間帯	処理方法	処理業者
紙製廃棄物等 (ダンボール等再資源化 の可能なものに限る。)						

金属製廃棄物等 (アルミ製、スチール製の缶等を指す。)						
ガラス製廃棄物等 (ガラス製容器等を指す。)						
プラスチック製廃棄物等 (飲料容器、食料品のトレイ等を指す。)						
生ごみ等 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における食品廃棄物等を指す。)(食用廃油は除く)						
その他の可燃性廃棄物等						
食用廃油						
上記以外 (廃家電、粗大ごみ等)						

- ※ 分別する廃棄物等の種類ごとに記載する。
- ※ 小売業者ごとに運搬・処理を行う場合は、小売業者ごとにこの表を作成する。
- ※ 種類欄に例示した廃棄物等以外については、余白に追加して記載する。
- ※ 処理方法の欄には、堆肥化、再生紙化、油化等のリサイクル方法又は焼却、埋立等の処分方法を具体的に記載する。
- ※ 運搬者、処理業者が未定の場合は、表下の欄外に「廃棄物等の運搬及び処理について許可を必要とする場合、業者の決定に当たっては、今後、県、市（町）の許可業者の中から選定します。」と付記する。
- ※ 業者が決定している場合は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業又は一般廃棄物処理業の許可番号等を記載する。

廃棄物等の種類		業者名	許可県市町名	許可番号
※種類を記載	収集・運搬			
	処分			
	収集・運搬			
	処分			

- ※ 生ごみを排出する場合は、食品リサイクル法を順守し、再資源化を検討する。
- ※ 食用廃油は本来生ごみ等に含まれるが、処理方法が異なるため、生ごみ等とは別に記載する。

(4) 食品加工場の設置状況

有 ・ 無

図面番号 (位 置)	加工施設の種別	面積 (㎡)	環境保持への配慮事項

- ※ 食品加工場からの調理臭や悪臭の発散を防止するための対応策について記載する。

(5) その他配慮している事項

- ※ 廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化等について記載する。
- ※ 委託、自社処分に際しての配慮について記載する。

5.4 街並みづくり等

(1) 景観

- ※ 出店地域の街並みづくり計画に基づく景観等への配慮事項、色彩の統一、外観等について記載する。

(2) 夜間照明

図面番号 (位 置)	照明看板、照明灯等 の区分	配慮事項

- ※ その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように照明の配置や方向、強さ、点灯時間への配慮を記載する。

5.5 防災・防犯対策についての地域への協力体制

- ※ 市町等からの防災対策への協力要請への対応を記載する。
- ※ 特に深夜・早朝の配慮を記載する。

6 計画地等の概要

- ※ 市街地再開発事業・区画整理事業等の施行予定、農地の場合の転用許可の見込み、建築協定、パークアンドライド事業への参加等の有無とその内容を記載する。
- ※ 新設の場合には、土地利用計画図を添付する。

7 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

- ※ 変更の場合は、建築確認が必要な場合のみ記載する。

Ⅱ 届出数値及び予測値の算出根拠

1 駐車場関係

(1) 必要駐車台数（指針による計算）

用途地域	
------	--

※ 用途地域が商業地区とその他の地区とにまたがる場合に記載する。

用途地域	商業地区		計
面積 (ha)			

L：最寄駅からの距離	m	最寄駅名（ ）
------------	---	---------

事 項 等		備 考
S：店舗面積	千㎡	
A：店舗面積当たり日來客数原単位	人／千㎡	※ 人口規模、地区の区分、Sの値による
B：ピーク率	14.4%	
C：自動車分担率	%	※ 人口規模、地区の区分、Lの値による
D：平均乗車人員	人／台	※ Sの値による
E：平均駐車時間係数		※ Sの値による

1日の自動車来台数	台	$A \times S \times C \div D$
ピーク1時間当たりの自動車来台数	台／時間	$A \times S \times B \times C \div D$
必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

（端数処理：小数点以下四捨五入）

＜参考＞（注）単位：人／千㎡、Sは店舗面積（千㎡）（以下同様）

A：店舗面積当たり日來客数原単位		
人口規模	商業地区	その他地区
40万人以上	1,500－20S (S<20) 1,100 (S≥20)	1,400－40S (S<10) 1,000 (S≥10)
40万人未満	1,100－30S (S<5) 950 (S≥5)	

D：平均乗車人員	
店 舗 面 積	人 員
10,000㎡未満	2.0
10,000㎡以上 20,000㎡未満	1.5+0.05S
20,000㎡以上	2.5

B：ピーク率	14.4%
--------	-------

C：自動車分担率		
人口規模	商業地区	その他地区
100万人以上	7.5+0.045L (L<500) 30 (L≥500)	50
40万人以上 100万人未満	12.5+0.055L (L<500) 40 (L≥500)	65
10万人以上 40万人未満	37.5+0.075L (L<300) 60 (L≥300)	70
10万人未満	40+0.1L (L<300) 70 (L≥300)	80

E：平均駐車時間係数	
店 舗 面 積	係 数
10,000㎡未満	$\frac{30+5.5S}{60}$
10,000㎡以上 20,000㎡未満	$\frac{65+2S}{60}$
20,000㎡以上	1.75

（注）単位：%、Lは駅からの距離（m）

＜参考＞指針の運用細則による計算方法

家具店、ひな人形店の店舗面積当たり日来店客数原単位の設定については、原則として次のとおりとする。

$$370 - 10S \quad (S < 5)$$

$$320 \quad (S \geq 5) \quad S \text{ は店舗面積 (千㎡)}$$

(人口規模、用途地区による違いはないこととする。)

(2) 小売業以外の施設の駐車場

※ 併設施設の面積が店舗面積の2割を超える部分への来客、小売業と利用者が異なる施設の利用者、従業員のための駐車台数及び充足理由を記載する。

※ 利用者欄はⅠ.5.1(1)＜利用者の区分＞のイ、ウ、エに対応する。

図面番号 (位置)	利用者	駐車台数	左記の駐車台数で充足する理由

＜参考＞

小売店舗の集客に影響が考えられる併設施設の面積が2割を超えた場合については、小売店舗の必要駐車台数に、併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備する。

併設施設の割合	指針値との比例式 (X : 併設施設の割合%)
20～50%	$0.010X + 0.80$
50～80%	$0.008X + 0.90$
80%～	$0.002X + 1.38$

(3) 来店経路の予測

ア 方向別来台数予測

(平日・休日)

	出入口 NO.		出入口 NO.		出入口 NO.		計		構成比
	一日延 べ台数	ピーク 時台数	一日延 べ台数	ピーク 時台数	一日延 べ台数	ピーク 時台数	一日延 べ台数	ピーク 時台数	
〇〇方向より									%
〇〇方向より									%
〇〇方向より									%
〇〇方向より									%
計									100%
構成比	%		%		%		100%		

※ 平日、休日別に作成する。

※ 予測根拠を添付する。

イ 必要とする出入口の数の導出

--

＜参考＞指針の運用細則による計算方法

【平面自走式駐車場（オペレータあり）の場合】「ピーク1時間に予想される来客の自動車台数」÷450(台)

450台 … 平面自走式駐車場1時間の入庫処理能力（1台8秒で算出）

【垂直循環方式の機械式駐車場の場合】 「ピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数」 ÷ 40 (台)

40 台 … 垂直循環方式の機械式駐車場 1 時間の入庫処理能力 (1 台 90 秒で算出)

※ いずれも小数点以下切り上げ

(4) 駐車待ちスペース等

指針の計算式による必要な駐車待ちスペース等

図面番号 (位置)	A : 1 分当たりの入庫 予測台数 (台)	B : 1 分当たりの入庫 処理能力 (台)	必要な駐車待ちスペース ($A \times 1.6 - B$) $\times$ 6
			m
			m

※ 入庫処理能力は、指針では 1 台当たり平面自走式 (オペレータあり) で 8 秒、垂直循環方式で 90 秒としている。これ以外の数値を使用する場合は、根拠となるメーカーカタログ等を添付する。

2 駐輪場関係

(1) 必要駐輪台数

事 項 等		備 考
S : 店舗面積	千㎡	
A : 店舗面積当たり日來客数原単位	人／千㎡	
B : ピーク率	14.4 %	
C : 自転車分担率	%	
D : 平均駐輪時間係数		
ピーク 1 時間当たりの 自転車来台数	台／時間	$A \times S \times B \times C$
必要駐輪台数	台	$A \times S \times B \times C \times D$

※ 必要駐輪台数は、店舗面積 3,000 ㎡以下の GMS・食品専門スーパー（当該店舗の食料品販売額が全販売額の 70%を超えている店舗をいう。）においては、原則として店舗面積 35 ㎡当たり 1 台の割合で算出することができる。ただし、商業地区に限る。

(2) 特別な事情による駐輪台数等

必要駐輪台数	
--------	--

算出根拠（計算式等）	
------------	--

※ 駐輪場附置義務条例等が適用になる場合は、その内容を記載する。

(3) 小売業以外の施設の駐輪場

※ 併設施設の面積が店舗面積の 2 割を超える部分への来客、小売業と利用者が異なる施設の利用者、従業員のための駐車台数及び充足理由を記載する。

※ 利用者欄は I.5.1(1)＜利用者の区分＞のイ、ウ、エ に対応する。

図面番号 (位 置)	利用者	駐輪台数	左記の駐輪台数で充足する理由

3 荷さばき施設関係

A : ピーク 1 時間当たりの搬出入車両台数	(台)
B : 1 台当たりの平均荷さばき処理時間	(分)
C : 同時作業可能台数	(台)
D : 荷さばき待ち可能車両台数	(台)
E : 1 台当たりの平均荷さばき処理作業面積	(m^2)
F : 搬出入車両の 1 台当たりの最大駐車面積	(m^2)
G : 同時作業可能台数	(台)

(1) ピーク時の状況

$60/B \times C + D$	(台)
---------------------	-----

※ 【 $A \leq 60/B \times C + D$ 】 が確保されていることが必要。

(2) 荷さばきのための必要スペース

必要スペース $(E + F) \times G$	(m^2)
---------------------------	------------------

(3) 荷さばき待ちのための駐車スペース

必要駐車スペース $D \times F$	(m^2)
-----------------------	------------------

(1) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠

- ア 昼間

[illegible]

昼間（午前 6 時～午後 10 時）の等価騒音レベル	A	dB
	B	dB
	C	dB
	D	dB

- 31 -

イ 夜間

[illegible]

夜間（午後 10 時～午前 6 時）の等価騒音レベル	A	dB
	B	dB
	C	dB
	D	dB

(2) 夜間（午後 10 時～午前 6 時）において発生することが見込まれる騒音

※ 夜間において騒音が発生することが見込まれる場合の発生する騒音の予測地点は、騒音ごとの大規模小売店舗の敷地境界線における騒音レベルが最大となる地点とする。最大値は騒音レベルの最大値 (L_{Amax}) とする。

[illegible]

(午後 10 時～午前 6 時) の 騒音レベルの最大値	a	dB
	b	dB
	c	dB
	d	dB

(3) その他添付する図面、レポート等

※ 騒音発生源となる施設等の配置図(添付書類作成要領参照)

※ 騒音予測の計算式

- 昼間及び夜間の等価騒音レベル算出のための計算式
- 夜間に発生する騒音ごとの騒音レベル最大値算出のための計算式

5 廃棄物関係

(1) 必要保管容量(指針の計算式による)

廃棄物の種類	S: 店舗面積 (千㎡)	A: 1日当たりの廃棄物等排出予測量 (指針原単位×S) (t)	B: 平均保管日数 (日)	C: 見かけ比重 (t/㎡)	必要保管容量 $A \times B \div C$ (㎡)
紙製廃棄物等	6,000㎡以下の部分			0.10	
	6,000㎡超の部分				
	計				
金属製廃棄物等	6,000㎡以下の部分			0.10~0.15	
	6,000㎡超の部分				
	計				
ガラス製廃棄物等	6,000㎡以下の部分			0.10~0.30	
	6,000㎡超の部分				
	計				
プラスチック製廃棄物等	6,000㎡以下の部分			0.01~0.04	
	6,000㎡超の部分				
	計				
生ごみ等	6,000㎡以下の部分			0.55	
	6,000㎡超の部分				
	計				
その他の可燃性廃棄物等				0.38	
				合計	

＜参考＞ 〔店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位〕

(単位: t/千㎡)

種 類	原単位	
紙製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.208
	6,000㎡を超える部分	0.011
金属製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.007
	6,000㎡を超える部分	0.003
ガラス製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.006
	6,000㎡を超える部分	0.002
プラスチック製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.020
	6,000㎡を超える部分	0.003
生ごみ等	6,000㎡以下の部分	0.169
	6,000㎡を超える部分	0.020
その他の可燃性廃棄物等		0.054

(2) (1)以外（廃家電、粗大ごみ等）の排出予測量

※ 食用廃油について排出予測量を記載する。

(3) 小売店舗以外からの廃棄物保管状況

小売店舗と共用 ・ 専用

※ 小売店舗と共用の場合は下表に記載する。

小売店舗以外からの廃棄物等の保管施設の容量	(m ³)
-----------------------	-------------------

上記の容量で充足する理由	
--------------	--

Ⅲ 添付図面等作成要領

※ 添付図面等には、必要に応じ頁番号及び図面番号を付し、施設等についても図面上に番号等を記載するなどし、図面と書類を照合できるようにするとともに、方位、縮尺、凡例等を表示する。

図面等	記載事項等
1 位置図 店舗周辺の状況がわかるもの	(1) 店舗及び駐車場（隔地駐車場を含む。） (2) 学校、病院、消防署等の公共施設及びランドマークとなる施設 (3) 経路案内表示板の設置位置
2 周辺見取り図 駐車場出入口の位置及び敷地周辺の状況が明確にわかるもの	(1) 来店車両の来退店経路 (2) 搬出入車両の来退店経路 (3) 整理員の配置位置 (4) 周辺道路の構造（幅員、歩道、車線構成等）及び名称 (5) 信号、横断歩道等 (6) 交通規制（一方通行等）の状況 (7) 通学路
3 建物配置図 敷地内における店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の位置がわかるもの	(1) 駐車場の位置等 ・ 駐車ます（身障者用駐車ますを含む。）の配置 ・ 出入口の位置及び出入口での入出庫方向 ・ 停止線、誘導表示等の路面表示 (2) 駐車場内での自動車、歩行者等の主な動線 (3) 駐車場の出入口付近における設置看板 (4) 駐輪場の位置 (5) 荷さばき施設及び荷さばき待ちのための駐車スペースの位置 (6) 搬出入車両の出入口の位置及び出入口での入出庫方向 (7) 夜間照明等の位置 (8) 廃棄物等保管施設の位置 (9) 食品加工場の位置 (10) リサイクルボックス等の位置 (11) バス停の位置 (12) 夜間において使用駐車ますを制限する場合はその範囲

図面等	記載事項等
4 各階平面図 各階におけるテナント、事業用スペース等の位置がわかるもの	(1) 各小売業者の位置 (2) 小売業以外の事業用スペース等の位置 (3) 施設部分（オフィス等）の位置 (4) 通路、階段等の位置
5 求積図・求積表 （各階ごと）	(1) 小売業者の店舗面積（小売業者ごとに算出） (2) 事業用スペースの面積（用途ごとに算出） (3) 施設等の面積 (4) 通路、階段等の面積 ※ 延床面積に含まれない屋外売場等についても記載する。
6 立面図	(1) 遮音壁等を設置する場合は、その位置、寸法（高さ×厚さ）、密度及び材質 (2) 立体駐車場等を設置する場合は、その周囲の壁の寸法（高さ×厚さ）、密度及び材質
7 都市計画図	出店予定地及び周辺の用途地域の指定状況 （市町の都市計画関係所掌担当課等で入手可能）
8 騒音に関する図面 敷地内における騒音施設及び遮音壁等の位置がわかるもの	(1) 騒音発生源となる施設の位置 ・ 冷却塔、室外機、給排気口等 ・ 拡声器（方向も記載） ・ 駐車場、荷さばき施設等（設備等の寸法も記載） (2) 騒音発生源、予測地点、店舗建物等の座標 (3) 騒音の予測地点（3階建て以上の住居及び学校・病院等の状況についても併せて明示。） (4) 緑地帯、遮音壁等の防音施設がある場合はその位置、寸法（高さ×厚さ）、密度及び材質 (5) 騒音発生源となる施設の周囲の壁の厚さ及び素材（内壁に吸音材を使用している場合は、その厚さ及び素材）
9 交通量現状調査報告書及び交通量予測報告書 （新設は必須）	(1) 観測地点及び観測地点の交差点構造（車線構成、右折レーン長等） (2) 交通量 (3) ピーク時間帯 ※観測地点を記した図面を添付

交通量現状調査報告書及び交通量予測報告書作成方法

1 現状調査

(1) 調査時期

平日及び休日の各1日につき、開店時刻の1時間前から閉店時刻の1時間後までの間の交通量を調査する。

(2) 調査地点

原則として、誘導経路上の大規模小売店舗の新設等に伴い影響を受けるおそれのある信号機(点滅信号機を除く。)のある主要な交差点とする。選定にあたっては、所轄警察署の助言・指導を受けた後、地域産業課に相談する。

(3) 調査方法

道路方向別の通行量を、自動車類、二輪車類、自転車類及び歩行者類の別に調査するとともに、信号交差点においては、信号現示及び信号サイクル長を調査する。また、ピーク時における渋滞長についても調査する。

2 交通量予測

現状調査を行った調査地点について、新設(変更)後の平日・休日の発生集中交通量等を予測するとともに、ピーク時における直進車両、左折車両及び右折車両を予測する。

予測交通量の算出根拠 についても、別途添付する。

交通量調査結果記載例

(平日・休日) (進行方向) (直進・右折・左折)

交差点名 調査日 年 月 日 曜日(天気)

(單位：台)

[illegible]

※ 自動車類合計が最大となる時間帯に○印をつける。

※ 観測地点ごとに、平日・休日別、上り・下り方向ごとに作成する。

出店後の交通予測記載例

(平日・休日) (進行方向) (直進・右折・左折)

交差点名 _____

(単位：台)

項目 時間帯	自 動 車 類					自動車 類合計	大型車 計	二輪 車類	自転 車類	歩行 者類	渋滞 長 (m)
	乗用車類		貨物車類								
	軽 乗 用 車・乗用車	バス	軽・小型貨 物、貨客車	普通貨 物	特 殊 車						
～	①	②	③	④	⑤	①～⑤	②+④+⑤				
～											
～											
～											
～											
～											
～											
～											
～											
～											
～											
～											
計											

※ 自動車類合計が最大となる時間帯に○印をつける。

※ 観測地点ごとに、平日・休日別、上り・下り方向ごとに作成する。